

第Ⅳ部
推進体制

1 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

- 子育て支援に関する施策は、庁内の関係部局において横断的に実施されているため、円滑な事務の実施を含め関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。
- 庁内においては、職員を対象とした研修を通して、子どもや子育て家庭を取り巻く状況や課題を共有し、「子どもたちのために何ができるか」という視点を持った組織力の向上を図ります。
- 市町域を超えた利用についても円滑に実施できるよう、近接する市町と連携を図ります。
- 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

- 毎年度、「周南市こども育成支援対策審議会」において、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種施策の点検、評価を実施し、その結果を、ホームページ等で公表します。
- 個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価を実施します。
- 第三部「事業計画」における計画値と、現状値に著しい開きが生じた場合などには、計画期間の中間年である令和4（2022）年度を目安として、計画の見直しを行います。

【個別事業の進捗状況（アウトプット）対象指標】

- ◆教育・保育施設の提供量（確保方策）
- ◆地域子ども・子育て支援事業の提供量（確保方策）

【計画全体の成果（アウトカム）対象指標】

- ◆本市の子育て環境に対する評価
今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価とします。